

防災訓練実施結果報告書

敦安防発第4号
2025年6月6日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号

氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	敦賀発電所 福井県敦賀市明神町1番地	
防災訓練実施年月日	2024年11月15日	2024年 4月 1日～ 2025年 3月31日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	〈敦賀発電所1号機：廃止措置中〉 地震の影響を受け、全交流電源が喪失する原子力災害を想定 〈敦賀発電所2号機：第18回定期検査中〉 地震の影響を受け、全交流電源喪失及び使用済燃料ピットの漏えい発生により、使用済燃料の冷却機能が喪失し、原子力災害対策特別措置法第15条事象に至る原子力災害を想定	別紙2のとおり
防災訓練の項目	総合訓練	要素訓練
防災訓練の内容	(1) 本部運営訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 緊急時環境モニタリング訓練 (4) 発電所退避者誘導訓練 (5) 原子力災害医療訓練 (6) 全交流電源喪失対応訓練 (7) シビアアクシデント対策訓練 (8) 原子力緊急事態支援組織対応訓練 (9) その他必要と認められる訓練	【発電所】 (1) 本部運営訓練 (2) 緊急時環境モニタリング訓練 (3) 原子力災害医療訓練 (4) 全交流電源喪失対応訓練 【本店】 (5) その他必要と認められる訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり	別紙2のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり	別紙2のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本訓練は、「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」に基づき実施するものである。

1. 訓練の確認項目

（1）訓練目的

本訓練は、敦賀発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力災害発生時において、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が各々の役割を認識し連携することで、原子力防災組織が有効に機能することの確認を目的とする。

また、2023年度の訓練結果を踏まえた課題に対する改善事項の有効性を確認する。

（2）訓練目標及び主な検証項目

- ①多様な訓練（新たに実施すべき訓練や実施頻度の少ない訓練^{※1}等）を実施し、発電所本部の緊急時対応能力の向上を図る。

※1 燃料取扱棟キャスク搬入口脇閉止フランジからの補給ルートでの使用済燃料ピット注水訓練

＜主な検証項目＞

- a. 恒設注水配管の使用不可において、燃料取扱棟キャスク搬入口脇閉止フランジからの代替補給ルートで速やかに使用済燃料ピットに注水できる。

【全交流電源喪失対応訓練（発電所）】

- ②正確な情報発信ができること。

＜主な検証項目＞

- a. 本店ERC対応班は、現在の設備状態において原子力災害が発生した場合でも、ERCプラント班に対して、プラント状況、対応戦略等の情報提供を行うことができる。

【ERC対応訓練（本店）】

- b. 発電所情報班、発電所広報班及び本店プレスセンターは、訂正された情報（地震加速度）に対して、通報文訂正報、プレス公表文による訂正及び模擬記者会見による訂正を行うことができる。

【本部運営訓練（発電所）、広報対応訓練（本店）】

- ③実動組織と連携した発電所の支援活動ができること。

＜主な検証項目＞

- a. 発電所庶務班は、実動組織（敦賀海上保安部（以下、「敦賀海保」という。））の支援活動に対する受け入れ対応が実施できる。

【本部運営訓練（発電所）】

- ④改善事項に対する改善策が有効に機能していること。

＜主な検証項目＞

- a. 事業者ブース要員は、実動組織（敦賀海保）に対して、外部機関へ支援要請する内容等を検討した結果を踏まえて作成したマニュアルに基づき、発電所発災状況を説明した上で支援要請ができる。

【原子力防災センター訓練（発電所、現地支援本部）】

- b. 本店庶務班及び現地支援要員は、現地支援要員と本店後方支援班の役割を整理した結果を踏まえて作成した情報フローに基づき、発電所の支援活動が実施できる。

【本部運営訓練（本店）、現地支援本部運営訓練（現地支援本部）】

- c. リエゾンは、配付資料の保存先の運用について作成した「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、E R Cプラント班との情報共有に必要な資料を配付することができる。

【E R C対応訓練（本店）】

- d. 本店本部は、発電所のブリーフィングを傾聴することを、本店本部内に周知できる。

【本部運営訓練（本店）】

- e. 発電所本部は、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等のE R Cプラント班の求める情報を確実に本店本部に情報発信できる。

【本部運営訓練（発電所）】

- f. 発電所広報班は、相手に理解されやすいよう資料構成を検討したプレス公表文を作成できる。

【本部運営訓練（発電所）】

2. 実施日時及び対象施設

（1）実施日時

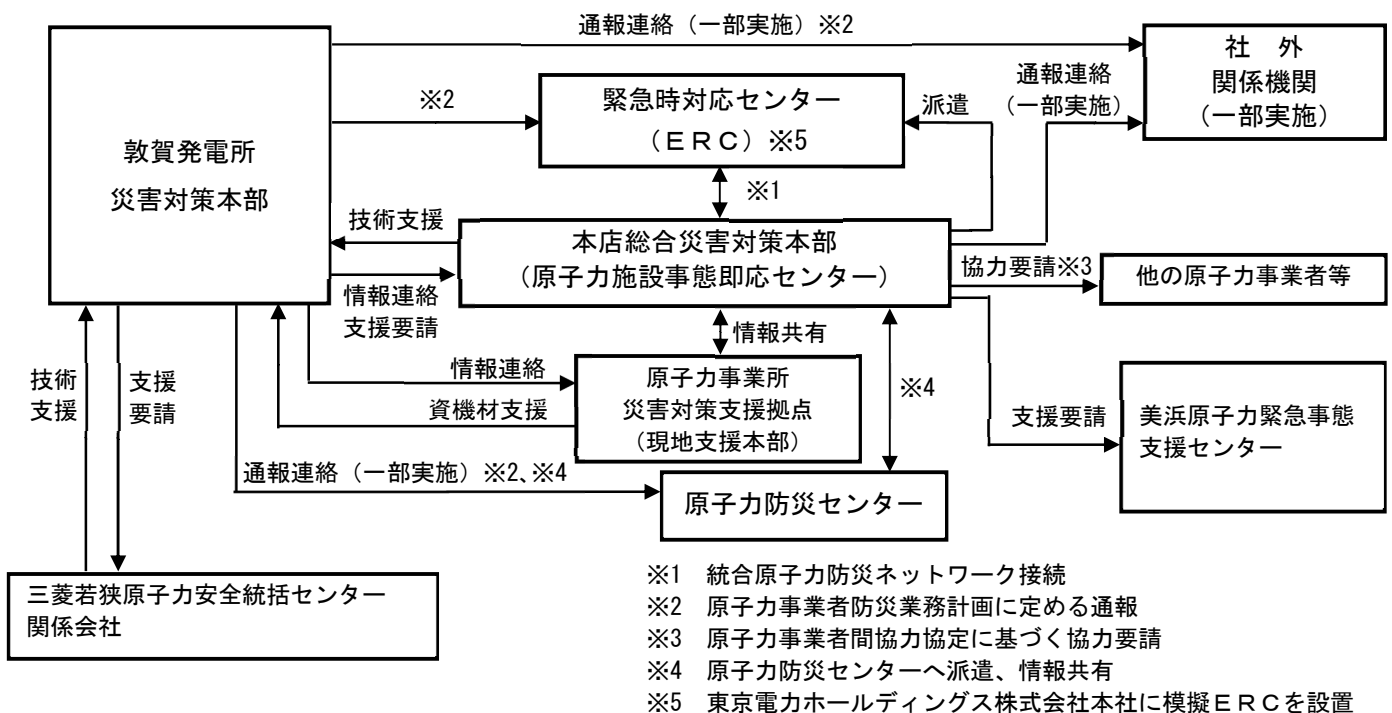
2024年11月15日（金）13：30～16：35

（2）対象施設

敦賀発電所1号機及び2号機

3. 実施体制、評価体制及び訓練参加人数

（1）実施体制



(2) 評価体制

訓練参加者以外から評価者（発電所社員、本店社員及び他電力社員等）を選任し、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の活動における手順の検証や対応の実効性等について評価した。

また、訓練終了後には、訓練参加者、訓練評価者及び訓練コントローラにて振り返りを実施し、訓練全体を通じた気づき事項及び良好事例の集約を行い、改善点を抽出した。

(3) ピアレビューの受入れ

訓練評価の受け入れとして、他原子力事業者（四国電力、東北電力）及び一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）のピアレビューを受けた。

(4) 訓練参加人数：301名

訓練参加者の内訳は以下のとおり。

訓練実施場所	訓練参加者数
敦賀発電所	146名 ・訓練プレーヤ：社内105名 ^{※1} 、社外14名 ^{※2} ・コントローラ：社内11名 ・評価者：社内10名、社外6名
本店総合災害対策本部 （原子力施設事態即応センター）	110名 ・訓練プレーヤ：社内77名、社外2名 ^{※3} ・コントローラ：社内3名 ・評価者：社内7名、社外6名 ・その他 ^{※4} ：社内3名、社外12名
原子力事業所災害対策支援拠点 （現地支援本部）	34名 ・訓練プレーヤ：社内23名 ^{※1} 、社外5名 ^{※3} ・コントローラ：社内4名 ・評価者：社内2名
原子力防災センター	11名 ・訓練プレーヤ：社内9名 ・コントローラ：社内1名 ・評価者：社内1名

※1：原子力防災センターへの派遣要員は除く

※2：発電所避難者誘導訓練参加者等

※3：覚書に基づく技術支援

※4：視察者、模擬記者、模擬ERC、ERCリエゾンの通信補助

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

今回の訓練は、平日の通常勤務時間帯に自然災害（地震）を起因事象とする原子力災害及びその他災害の発生を想定した。

（１）プラント運転状況

敦賀発電所１号機：廃止措置中

敦賀発電所２号機：第１８回定期検査中（停止中）

（２）訓練想定

敦賀発電所１号機においては、地震（敦賀市震度６強）の影響を受け、全交流電源が喪失する事象を想定した。

敦賀発電所２号機においては、地震（敦賀市震度６強）の影響を受け、全交流電源喪失及び使用済燃料ピットの漏えい発生により、使用済燃料の冷却機能が喪失し、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第１５条に該当する原子力災害が発生する事象を想定した。

（３）事象概要

時 刻	事 象	
	【敦賀発電所１号機】	【敦賀発電所２号機】
発災前	廃止措置中	第１８回定期検査中（停止中）
13:30	地震発生（敦賀市震度６強、津波なし）	
13:30	- 外部電源喪失（２７５ｋＶ、７７ｋＶ）（全交流電源喪失） - 使用済燃料ピット浄化運転停止	- 外部電源喪失（５００ｋＶ、２７５ｋＶ、７７ｋＶ）（全交流電源喪失） A、B非常用ディーゼル発電機自動起動（即トリップ） - 高圧電源車起動不可（中央制御室からの遠隔起動不可） 「ディーゼル消火ポンプ故障」警報発報 - 使用済燃料ピット水位低下開始 <マルファンクション> - EAL誤進言（AL25：非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ）
13:32		「使用済燃料ピット注意」警報発報⇒水位低下継続
13:35		<マルファンクション> - 検査ピットと使用済燃料ピット間に設置しているゲート部からの使用済燃料ピット水流出、及び検査ピットから格納容器内原子炉キャナル部への使用済燃料ピット水流出 「燃料移送管仕切弁」の閉止不能（弁廻りに瓦礫が山積みになっており操作不可）
13:40		<マルファンクション> - 水産試験場前道路に地震の影響で複数箇所に亀裂発生（亀裂も大小あり、通行は困難と判断） - 明神寮裏手道路で土砂崩れが発生し、発電所へのアクセスが不可

時 刻	事 象	
	【敦賀発電所 1 号機】	【敦賀発電所 2 号機】
13:52		【警戒事態該当事象発生後の経過連絡①】※ ³ (第 1 報 FAX 13:52)
13:55		・ 高圧電源車全台起動不可
14:10		・ 水源確保要員現地到着、注水準備開始 ＜マルファンクション＞ ・ 本部要員の体調不良者（2 号統括）発生 ・ 使用済燃料ピット送水口（恒設注水配管）が使用不可
14:22		【警戒事態該当事象発生後の経過連絡②】※ ³ (第 2 報 FAX 14:22)
14:28		＜マルファンクション＞ ・ 発電長からの地震加速度（水平）の訂正（500Gal → 600Gal） 【訂正報】※ ³ 第 1 報観測用地震計加速度（水平）の訂正 (第 3 報 FAX 14:33)
14:40		【警戒事態該当事象の発生①】※ ¹ AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL31 判断 14:40 第 4 報 FAX 14:44)
14:55		【警戒事態該当事象発生後の経過連絡③】※ ³ (第 5 報 FAX 14:55)
15:00	地震発生（敦賀市震度 6 弱、津波なし）	
15:00	＜マルファンクション＞ ・ 運転員 1 名負傷（現場確認を実施していた運転員が転倒し負傷、意識あり、右腕出血（汚染の可能性）あり、自力歩行可能）	・ 使用済燃料ピット漏えい量拡大 ＜マルファンクション＞ ・ 水源確保要員 1 名負傷（ホース敷設中の水源確保要員が目眩により転倒し負傷（意識朦朧（熱中症の疑い）、右膝負傷、自力歩行不可） ・ 一斉 F A X 故障発生
15:10		【特定事象の発生①】※ ² SE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE31 判断 15:11 第 6 報 FAX 15:15)
15:30		・ 燃料移送管仕切弁隔離開始
15:32		【原災法第 25 条報告①】※ ³ (第 7 報 FAX 15:32)
15:35		【特定事象の発生②】※ ² GE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE31 判断 15:36 第 8 報 FAX 15:40)
15:40		・ 燃料移送管仕切弁隔離完了
16:00		・ 使用済燃料ピットへの注水準備完了、注水開始 【原災法第 25 条報告②】※ ³ (第 9 報 FAX 16:00)
16:35	訓練終了	

※¹ 警戒事態該当事象発生連絡 : 第 4 報

※² 特定事象発生通報（原子炉施設）：第 6、8 報

※³ 警戒事態該当事象発生後の経過連絡及び応急措置の概要（原子炉施設）：第 1、2、3、5、7、9 報

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

自然災害（地震）を起因事象とした原子力災害を想定し、原子力防災体制を発令するとともに、原子力防災要員を非常招集し、原子力災害対策活動を実施した。

訓練の進行については、プラント情報表示システムとして、模擬の緊急時対策支援システム（以下、「模擬 E R S S」という。）を用いたプラントパラメータ情報及び訓練コントローラからの条件（状況）付与により訓練を実施した。

なお、以下の項目について、「シナリオ非提示」にて実施した。

- （１）本部運営訓練（発電所）
- （２）通報連絡訓練（発電所）
- （３）緊急時環境モニタリング訓練（発電所）
- （４）発電所退避者誘導訓練（発電所）
- （５）原子力災害医療訓練（発電所、本店）
- （６）全交流電源喪失対応訓練（発電所）
- （７）シビアアクシデント対策訓練（発電所）
- （８）原子力緊急事態支援組織対応訓練（発電所、本店）
- （９）その他必要と認められる訓練
 - ①原子力防災センター訓練（発電所、現地支援本部）
 - ②本部運営訓練（本店）
 - ③ E R C 対応訓練（本店）
 - ④原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練（本店）
 - ⑤広報対応訓練（本店）
 - ⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）

7. 訓練結果の概要及び評価

(1) 本部運営訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所本部長は、要員招集を指示し、事象発生から１０分以内に本部設置宣言ができる。	1) 発電所本部長は、地震（敦賀市震度６強）の発生に伴い、発電所本部要員に対し、所内放送装置を用いて緊急時対策室への招集を指示し、発電所本部要員が参集した後、発電所本部の設置宣言をした。なお、事象発生から発電所本部設置宣言までに要した時間は６分であった。	1) 発電所本部長は、「敦賀発電所 発電所対策本部等運営手引書」に従い、事象発生から１０分以内に本部設置宣言ができたことから、速やかに体制を確立する対応が定着していると評価する。
2) 発電所本部は、事故・プラントの状況及び戦略の進捗状況を把握できる。	2) 発電所本部は、各機能班からの報告、情報共有ツール（ＣＯＰ※、チャット等）を活用し、ブリーフィング（計４回）にて事故・プラントの状況及び戦略の進捗状況を確認した。	2) 発電所本部は、事故・プラントの状況及び戦略の進捗状況について、適宜ブリーフィングを実施し把握できたことから、状況把握に係る対応が定着していると評価する。
3) 発電所本部は、事故・プラントの状況から、進展予測及び事故収束対応戦略の立案・決定ができる。	3) 発電所本部は、事故・プラント状況を踏まえ、戦略シートを用いて進展予測及び事故収束対応戦略を立案し、本部内で確認した上で戦略を決定した。なお、戦略の見直しを含めて、立案・決定した戦略は、計３回だった。	3) 発電所本部は、事故・プラントの状況に応じ、適切なタイミングで戦略の立案・決定ができたことから、戦略立案・決定に係る対応が定着していると評価する。
4) 発電所本部は、事故・プラントの状況から、遅滞なくＥＡＬを判断できる。	4) 発電所本部は、発電長からの進言及び事故・プラント状況からＥＡＬ該当事象の確認及びＥＡＬ判断を実施した。なお、判断したＥＡＬは計３つであり、すべて５分以内に判断した。	4) 発電所本部は、事故・プラント状況から遅滞なくＥＡＬを判断できたことから、ＥＡＬ判断に係る対応が定着していると評価する。
5) 発電所本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びＥＡＬ判断情報を本店本部へ提供できる。	5) 発電所本部は、本部内で共有した事故・プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びＥＡＬ判断状況をＴＶ会議システム及びチャットを活用して本店本部へ提供した。なお、戦略立案やＥＡＬ判断等の重要情報については、本店本部へ呼びかけを実施し提供した。	5) 発電所本部は、事故・プラントの状況等、事故収束のために必要な情報を本店本部へ提供できたことから、発電所本部と本店本部で情報共有する仕組みが機能していると評価する。

※：ＣＯＰとは、共通状況図（Common Operational Picture）のことをいう。以降、本資料において同じ。

(1) 本部運営訓練（発電所）：つづき

達成基準	結 果	評 価
6) 発電所本部で主要な本部員の体調不良等により本部体制の変更があった場合において、本部員の補填、再選任等の対応を行い、事故収束活動を継続できる。 7) 2号統括及び発電所運転班長は、誤ったEAL進言に対して、AL25が現プラントのEALに該当しないことに気付くことができる。 8) 発電所保修班長は、全交流電源喪失状況が長期化する可能性が高い状況下において、故障した非常用ディーゼル発電機を早急に復旧するための方法を検討・立案することができる。	6) 発電所本部長は、2号統括が体調不良のため、2号統括に付与した権限を本部長に戻し、発電所庶務班に2号統括を再選任するよう指示した。発電所庶務班は、発電所運転班と調整し、運転本部員を2号統括に再選任して、運転本部員を運転班の要員から選出するよう調整した。再選任された2号統括は、運転本部員としてプラント状況等を把握していたため、滞りなく事故収束活動を継続した。 7) 発電所運転班長は、外部電源喪失に伴う6.9kV母線の電源喪失及び非常用ディーゼル発電機からの受電が失敗した場合において、発電長よりAL25の進言を受けたが、現状のプラント状態ではAL25に該当しないことを速やかに発電長へ回答した。 8) 発電所保修班長は、全交流電源喪失の状況下において、故障した電源を早期に復旧させるため、B非常用ディーゼル発電機の部品を流用してA非常用ディーゼル発電機を早期に復旧できるか現場要員に指示した。現場要員から修理可能との報告を受けた班長は、B非常用ディーゼル発電機を約3時間で復旧させる方法を本部内に提案した。	6) 発電所本部は、主要な本部員の離脱に対し、円滑に本部体制の変更を行い、事故収束活動を継続できたことから、本部体制の変更に係る対応が定着していると評価する。 なお、円滑に体制変更ができたことを良好事例として抽出した。この背景には、要員のマルチスキル化を目的に複数の役割（運転本部員、運転班長及び2号統括）をこなせるよう訓練を実施してきたことで、円滑な体制変更ができたことから、良好事例の展開として以下の更なる改善を図る。 【9. (2) ③本部要員離脱に伴う交代要員の選定（良好事例からの抽出）】 7) 発電所運転班長は、AL25の進言に対し、速やかに現プラントのEALに該当しないことに気づくことができたことから、EAL判断に係る対応が定着していると評価する。 なお、今回は発電所運転班長が2号統括への進言前に、発電長からのEAL誤進言に対する対応ができたため、2号統括に対する評価は実施しない。 8) 発電所保修班長は、プラント状況と現場確認結果を踏まえ、非常用ディーゼル発電機を早期復旧するための方法を検討・立案できたことから、柔軟な復旧対応能力を有していると評価する。

(1) 本部運営訓練（発電所）：つづき

達成基準	結 果	評 価
9) 発電所庶務班長は、使用済燃料ピット水位低下に伴う水源確保対応（恒設注水配管損傷による使用済燃料ピットへのホース敷設）において、被ばく低減を考慮した手順の臨機な活用による見直し・立案ができる。	9) 発電所庶務班長は、現場より使用済燃料ピット恒設注水配管が使用できないとの報告を受け、燃料取扱棟キャスク搬入口脇閉止フランジからホース敷設を実施することを2号統括に報告した。その際、使用済燃料ピット水位低下によりプール周辺の線量上昇を考慮し、手順後半に記載されている建屋内のホース敷設を先行して実施することを併せて進言した。	9) 発電所庶務班長は、使用済燃料ピットの水位低下によるプール周辺の線量上昇と現場状況報告を踏まえ、手順を柔軟に活用し、被ばく低減を考慮した対応手順の見直し・立案ができたことから、被ばく低減を考慮した対応が定着していると評価する。
10) 発電所情報班及び発電所広報班は、訂正された情報（地震加速度）に対して、通報文訂正報及びプレス公表文による訂正を行うことができる。 【検証項目 1. (2) ② b.】	10) 発電所情報班は、発電所運転班から地震加速度の訂正報告（500Gal⇒600Gal）を受け、既に送付済みの第1報の訂正報を関係箇所へ送信した。また、発電所広報班についても、模擬記者会見での地震加速度の訂正に向け、プレス公表文（第2報）に訂正内容を反映した。	10) 発電所情報班及び発電所広報班は、発電所本部で共有された地震加速度の訂正情報に対し、通報文の訂正及びプレス公表文の訂正ができたことから、誤った情報を発信した場合でも、速やかに訂正する体制が確立していると評価する。
11) 発電所庶務班は、実動組織（敦賀海保）の支援活動に対する受け入れ対応が実施できる。 【検証項目 1. (2) ③ a.】	11) 発電所庶務班は、資機材搬送及び住民避難支援のために出動した敦賀海保の船舶が支障なく岸壁に着岸できるように、岸壁、海上の状況及び岸壁周辺の線量状況について原子力防災センター派遣者を經由して敦賀海保へ情報提供した。また、船舶到着後、着岸作業への助勢を実施した。	11) 発電所庶務班は、敦賀海保の船舶が岸壁に着岸できるように必要な情報の提供及び着岸作業の助勢ができたことから、船舶の受入れに必要な対応能力を有していると評価する。

(1) 本部運営訓練(発電所): つづき

達成基準	結 果	評 価
12) 発電所広報班は、相手に理解されやすいよう資料構成を検討したプレス公表文を作成できる。 【検証項目 1. (2) ④ f.】	12) 発電所広報班は、相手に理解されやすい資料構成として、項目ごとにプラント状況(電源、原子炉停止、原子炉冷却、格納容器、放射性物質及び使用済燃料ピット)を記載した新たな様式により、円滑に情報収集を行い、プレス公表文を作成した。	12) 発電所広報班は、新たな様式でも支障なくプレス公表文を作成できたことから、昨年度の改善策(受け手の理解を促すためのプレス公表文の構成の標準化)が有効に機能していると評価する。
13) 発電所本部は、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等のERCプラント班の求める情報を確実に本店本部に情報発信できる。 【検証項目 1. (2) ④ e.】	13) 発電所本部は、事故進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等のERCプラント班が求める情報を重要情報として発電所本部内に共有するとともに、本店本部へ呼びかけを行い、発電所の情報共有を傾聴するよう促した。	13) 発電所本部は、ERCプラント班の求める情報を確実に本店本部へ提供できたことから、昨年度の改善策(ERCプラント班の求める情報の把握)が有効に機能していると評価する。

(2) 通報連絡訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所情報班は、通報文に誤記、記載漏れがなく通報文の発信ができる。なお、誤記があった場合は、訂正報が確実に行われている。	1) 発電所情報班は、班内でダブルチェックを行い、通報文の誤記、記載漏れがないことを確認して通報文を発信した。 なお、第1報の地震加速度（水平）訂正（マルファンクション）の対応として、訂正報（第3報）を発信した。	1) 2) 3) 4) 発電所情報班は、「敦賀発電所 発電所対策本部等職務手引書（情報班）」に従い、通報連絡対応を実施したことで、達成基準を満足できたことから、通報連絡対応が定着していると評価する。
2) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生連絡」及び「特定事象発生通報（原子炉施設）」を、15分以内に通報できる。また、通報に伴う着信確認ができる。	2) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生連絡」及び「特定事象発生通報（原子炉施設）」を作成し、FAXによる通報を実施した結果、EAL判断から通報までに要した時間は最大4分であった。また、通報後に連絡先に対して着信確認を実施した。	
3) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」を、30分（基準）の間隔で報告できる。また、報告に伴う着信確認ができる。	3) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」を作成し、FAXによる報告を実施した結果、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」の間隔は最大で33分であった。また、報告後に連絡先に対して着信確認を実施した。	
4) 発電所情報班は、一斉同報FAXの通信不通に対して、代替手段を準備・活用し、遅滞なく関係箇所への通報及び着信確認ができる。	4) 発電所情報班は、一斉同報FAXの通信不通（マルファンクション）の対応として、代替手段である「業務用FAX」を選定し、遅滞なく関係者への通報及び着信確認を実施した。	

(3) 緊急時環境モニタリング訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所放射線管理班は、「敦賀発電所 非常時対応手順書」に従い、空間放射線量率及び空气中ヨウ素濃度の測定ができる。 2) 発電所放射線管理班は、モニタリングデータを発電所本部に情報提供できる。	1) 2) 発電所放射線管理班は、緊急時環境モニタリングとして、モニタリングカーによる発電所敷地内及び敷地境界付近の空間放射線量率及び空气中ヨウ素濃度を測定するとともに、測定したモニタリングデータを発電所本部に提供した。	1) 2) 発電所放射線管理班は、「敦賀発電所 非常時対応手順書」に従い、緊急時環境モニタリング活動及び発電所本部への報告が支障なく実施できたことから、緊急時におけるモニタリング対応が定着していると評価する。

(4) 発電所退避者誘導訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所庶務班は、「敦賀発電所 災害対策要領」に従い、退避誘導ができる。 2) 発電所庶務班は、退避者数及び退避状況を本部内で情報共有できる。	1) 発電所庶務班は、地震（敦賀市震度6強）の発生を受け、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者に対して、所内放送装置を用いて発電所構内退避時集合場所への一時避難の指示をするとともに、見学者を想定した協力会社従業員5名に対し、安全確認を行った後、退避誘導した。 2) 発電所庶務班は、退避者数及び退避状況を適宜本部内で共有した。	1) 2) 発電所庶務班は、「敦賀発電所 災害対策要領」に従い、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者及び見学者への退避誘導を実施するとともに、発電所本部に退避者数・退避状況の共有ができたことから、退避者誘導対応が定着していると評価する。

(5) 原子力災害医療訓練（発電所、本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所保健安全班は、負傷者情報を本店保健安全班へ提供できる。	1) 発電所保健安全班は、本部内での負傷者発生情報を受け、負傷者状況の把握を行い、負傷者状況に応じた応急処置の状況及び搬送判断について、本店保健安全班へ提供した。	1) 発電所保健安全班は、「敦賀発電所 災害対策要領」及び「敦賀発電所 発電所対策本部等職務手引書（保健安全班）」に従い、負傷者状況の把握等が実施できていた。また、収集した負傷者情報を情報共有のための情報フローに従い、本店保健安全班へ提供できたことから、負傷者情報を共有する仕組みが機能していると評価する。
2) 発電所保健安全班長は、同時刻に複数箇所での負傷者発生に対し、負傷状況を把握して救助の優先順位を判断し、現場要員に指示ができる。	2) 発電所保健安全班長は、同時刻に2箇所での負傷者が発生したことに対し、各機能班へ応援を要請して、それぞれの負傷者発生場所に救護要員を派遣した。また、派遣した救護要員より負傷者状況の確認報告を受け、重症度の高い負傷者を優先して救助するよう判断し、現場の救護要員に指示した。	2) 3) 発電所保健安全班は、「敦賀発電所 発電所対策本部等職務手引書（保健安全班）」に従い、優先度を考慮した負傷者の応急処置・搬出対応ができたことから、負傷者の応急処置対応が定着していると評価する。
3) 発電所保健安全班は、負傷状況に応じた応急処置及び負傷者の搬出が実施できる。	3) 発電所保健安全班は、速やかに負傷者の救護に向かい、負傷者状況を確認した。負傷状況により現場からの搬出を優先し、負傷者の搬出後に応急処置を実施した。	
4) 本店保健安全班は、発電所から負傷者情報の収集・整理ができる。	4) 5) 本店保健安全班は、発電所からの負傷者情報を収集・整理し、公益財団法人原子力安全研究協会に対して、プラント状況（EALや発災状況）を提供するとともに、オンサイト医療に係る医師の派遣を要請した。	4) 5) 本店保健安全班は、公益財団法人原子力安全研究協会へ医師の派遣要請ができたことから、原子力災害医療に係る連携体制が確立していると評価する。
5) 本店保健安全班は、公益財団法人原子力安全研究協会へオンサイト医療に係る医師の派遣要請ができる。		

(6) 全交流電源喪失対応訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 恒設注水配管の使用不可において、燃料取扱棟キャスク搬入口脇閉止フランジからの代替補給ルートで速やかに使用済燃料ピットに注水できる。 【検証項目 1. (2) ① a.】 2) 水源確保指揮者は、現場状況を把握し、出動時の戦略より現場状況に応じた戦略に見直し、発電所庶務班に共有するとともに変更戦略にて水源確保ができる。 3) 発電所庶務班長は、水源確保指揮者から提案された変更戦略が、他作業に影響しないこと及びその作業が安全に行えるか確認し、本部内に共有できる。 4) 水源確保指揮者は、水源確保要員の負傷者（1名）発生に対して、作業進捗状況を踏まえ、要員の追加（体制変更）や作業完了見込み時間を発電所本部（発電所庶務班）へ要請及び報告し、継続して現場活動ができる。	1) 2) 3) 水源確保指揮者は、使用予定であった恒設注水配管が隣接建屋倒壊により使用不可を確認したため、代替補給ルートとして燃料取扱棟キャスク搬入口脇閉止フランジを使用した注水を発電所庶務班長へ提案した。提案を受けた班長は、他作業への影響や線量状況を確認し、代替補給ルートで注水することで戦略を見直して2号統括に進言した。2号統括より戦略の見直しが了承された後、水源確保指揮者へ見直した戦略による対応を指示した。なお、戦略指示を受けた水源確保指揮者は、代替補給ルートにより使用済燃料ピットの注水対応を行ったが、注水開始前・注水中において、資機材の健全性確認は適宜実施したものの、地震発生の付与に対して、地震発生後の指揮者の振る舞い（地震後の資機材の健全性確認）が不足する場面があった。 4) 水源確保指揮者は、現場要員1名の負傷者発生に対し、作業の進捗状況を踏まえて、発電所庶務班長へ交代要員を要請した。要請を受けた班長は、負傷者の救護対応を発電所保健安全班へ依頼して、交代要員を作業現場へ派遣することを水源確保指揮者へ連絡した。 水源確保指揮者は、要員欠員後も可能な範囲でホース敷設作業を継続するとともに、交代要員を補填した後に作業完了見込み時間を再算出した結果、当初の時間から変更がなく、継続した現場活動が可能であることを発電所庶務班長へ報告した。	1) 2) 3) 水源確保指揮者及び発電所庶務班長は、立案した戦略に従い、代替補給ルートによる使用済燃料ピットへの注水対応ができた。 しかしながら、地震発生（マルファンクション）及び負傷者発生（マルファンクション）が同時に発生した際、負傷者対応を優先して実施したため、地震後の資機材の健全性確認を失念したことから、地震後の資機材に対する健全性確認を定着させる必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ①水源確保の現場活動に係るチェックシートの充実化】 4) 水源確保指揮者は、水源確保要員の離脱に対し、作業進捗状況を踏まえ、現場活動へ影響を与えることなく、使用済燃料ピットに注水するための現場活動を継続できたことから、現場統率能力を有していると評価する。

(7) シビアアクシデント対策訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所戦略検討チームは、事故・プラントの状況から、進展予測及びアクシデントマネジメント策の検討（使用可能な設備・機能の把握、対策の有効性及び実施可否の確認・判断）ができる。	1) 発電所戦略検討チームは、事故・プラントの状況から使用可能な設備・機能を把握し、進展予測を踏まえた事故収束戦略の立案（計3回）、対策の有効性及び実施可否の確認・判断を実施して、発電所本部内に共有した。	1) 発電所戦略検討チームは、「敦賀発電所 発電所対策本部等運営手引書」に従い、事象の進展に応じたアクシデントマネジメント策の検討が適切なタイミングで実施できたことから、アクシデントマネジメント策の検討対応が定着していると評価する。

(8) 原子力緊急事態支援組織対応訓練（発電所、本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所本部は、原災法10条事象発生に伴い、本店本部へ原子力緊急事態支援組織の支援要請を依頼できる。 2) 本店本部は、発電所本部からの要請を受け、遅滞なく原子力緊急事態支援組織に支援要請できる。	1) 発電所本部長は、原災法第10条事象発生に伴い、速やかに本店本部に対して原子力緊急事態支援組織の支援要請を依頼した。 2) 本店庶務班は、発電所からの支援要請依頼を受け、原子力緊急事態支援組織に対して、プラント状況、後方支援拠点設置場所等の情報提供を行うとともに、必要な資機材・要員の派遣を要請した。	1) 2) 発電所本部長及び本店庶務班は、速やかに原子力緊急事態支援組織へ支援要請できたことから、原子力緊急事態支援組織と連携する体制が確立していると評価する。

(9) その他必要と認められる訓練

①原子力防災センター訓練（発電所、現地支援本部）

達成基準	結 果	評 価
1) 事業者ブース要員は、情報共有ツール（COP、チャット等）により発電所情報の収集ができる。 2) 事業者ブース要員は、発電所情報をプラントチームに提供できる。 3) 事業者ブース要員は、プラントチームからの発電所状況の問い合わせに対して、遅滞なく回答できる。 4) 事業者ブース要員は、住民避難情報等を遅滞なく発電所本部、本店本部及び現地支援本部と共有できる。 5) 事業者ブース要員は、実動組織（敦賀海保）に対して、外部機関へ支援要請する内容等を検討した結果を踏まえて作成したマニュアルに基づき、発電所発災状況を説明した上で支援要請ができる。 【検証項目 1. (2) ④ a.】	1) 2) 3) 事業者ブース要員は、情報共有ツール（COP、チャット等）及び発電所本部要員（原子力防災センターとの情報連絡担当）との電話連絡により、発電所情報を収集・整理し、プラントチームへ発電所情報を提供した。また、プラントチームからの問い合わせに対して、必要に応じ発電所へ確認し、遅滞なく回答した。 4) 事業者ブース要員は、情報共有ツール（チャット）及び電話連絡により、住民避難情報等を各拠点（発電所、本店及び現地支援本部）へ共有した。 5) 事業者ブース要員は、発電所へのアクセスルートが通行不可により、電源早期復旧のための部品搬送及び発電所からの負傷者・見学者・協力会社（計 477 名）の避難が困難となったことを受け、実動組織（敦賀海保）へ船舶による資機材搬送支援と住民避難にあわせた負傷者等の避難支援を要請した。要請にあたっては、マニュアルに基づき、実動組織（敦賀海保）へ発電所情報（EAL の状況、線量状況・汚染可能性及び岸壁の使用可否）を説明した。	1) 2) 3) 4) 事業者ブース要員は、「敦賀発電所 敦賀オフサイトセンター運用マニュアル」に従い、事業者ブースでの情報共有、プラントチームへの情報提供及び住民避難等の情報を遅滞なく、各拠点（発電所、本店及び現地支援本部）へ共有できたことから、原子力防災センターにおける情報共有を行う体制が確立していると評価する。 5) 事業者ブース要員は、連携組織、支援要請内容及び提供する情報を整理したマニュアルに基づき、実動組織（敦賀海保）への支援要請ができたことから、昨年度の改善策（外部機関との連携強化）が有効に機能していると評価する。

②本部運営訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 本店本部は、本店本部設置後、ブリーフィングを行い、発電所の事故状況を本店本部内で共有できる。	1) 本店情報班長は、本店本部設置後、ブリーフィングを行い、発電所事故状況を本店本部内に共有した。	1) 2) 3) 4) 本店本部は、事故・プラント状況の把握、進展予測・戦略の評価及び発電所からの支援要請に対する対応ができたことから、発電所の事故収束活動を支援する体制が確立していると評価する。
2) 本店本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びEALを把握できる。	2) 本店本部は、社内TV会議を通じて、発電所本部の発話及び書画映像から、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びEAL判断情報を把握した。	
3) 本店本部は、発電所本部が立案する進展予測・事故収束対応戦略の評価ができる。	3) 本店本部は、発電所本部が立案する進展予測・事故収束対応戦略について、現在のプラント状況における対応として適切かを評価した。なお、使用済燃料ピットの注水戦略に対して、使用済燃料ピットゲート下端で漏えいが停止するが、注水開始にあたっては、余計な漏えい量の発生を防止するため、使用済燃料ピットの隔離を確認した後に注水することを発電所本部へ助言した。	
4) 本店本部は、発電所からの支援要請に対する対応検討ができる。	4) 本店庶務班は、発電所からの支援要請（他社からの電源車融通支援及び発電所孤立時の見学者等の避難支援）に対して、対応方法の検討を行い、中国電力への電源車融通依頼や実動組織（敦賀海保）への避難支援依頼を決定した。	

②本部運営訓練（本店）（つづき）

達成基準	結 果	評 価
5) 本店庶務班は、現地支援要員と本店後方支援班の役割を整理した結果を踏まえて作成した情報フローに基づき、発電所の支援活動が実施できる。 【検証項目 1. (2) ④ b.】 6) 本店本部は、発電所のブリーフィングを傾聴することを、本店本部内に周知できる。 【検証項目 1. (2) ④ d.】	5) 発電所からの支援要請に基づく対応は、発電所庶務班⇄本店庶務班⇄現地支援本部へ電話連絡により実施することを情報フローに定めていた。 本店庶務班は、発電所からの支援要請（設備復旧部品の搬送支援）への対応について、現地支援本部への依頼後、対応結果を現地支援本部から報告を受け、発電所庶務班へ連絡するところ、先に発電所庶務班から社内ＴＶ会議での報告により対応結果の情報を入手したため、混乱を生じる場面があった。 （発電所庶務班は、情報フローに基づく連絡対応は実施したが、緊急性を要するものと判断し、直接原子力防災センター事業者ブースの要員に連絡し、入手した情報を社内ＴＶ会議で報告した。） 6) 本店情報班長は、発電所ブリーフィング、戦略説明及びEAL判断の都度、呼出しベルを鳴らし、本店本部内に傾聴することを周知した。また、本店本部は、発電所情報に着目した。	5) 本店庶務班は、発電所支援活動は実施できたが、情報フローに基づく連絡対応の一部に混乱を生じる場面があり、達成基準を満足できなかった。 このため、効率的な情報連携により、円滑な発電所支援活動を実施する必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ②発電所支援活動に係る情報連携の効率化】 6) 本店情報班長は、発電所ブリーフィング時等に本店本部内へ傾聴を促したことで、効果的な情報共有ができたことから、昨年度的良好事例（効果的なブリーフィングの実施）が適切に展開されていると評価する。

③ERC対応訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 本店ERC対応班は、現在の設備状態において原子力災害が発生した場合でも、ERCプラント班に対して、プラント状況、対応戦略等の情報提供を行うことができる。 【検証項目 1. (2) ②a.】	1) 本店ERC対応班は、プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等について、本店情報班及び本店技術班から伝達された情報を速やかにERCプラント班へ提供した。	1) 本店ERC対応班は、現在の設備状態においても事故・プラントの状況等について、必要な情報に不足や遅れがなく、ERCプラント班へ積極的に情報提供ができたことから、速やかに情報共有を行う体制が確立していると評価する。
2) 本店ERC対応班は、初動対応時、EAL判断時及びプラントの状況変化時において、情報共有ツールを用いた積極的な情報発信ができる。	2) 本店ERC対応班は、初動対応、EAL判断等のプラント状況の変化時において、情報共有ツール（備付資料、模擬ERSS等）を用いて、積極的にERCプラント班へ情報発信した。 なお、使用済燃料ピット水位低下時の現場作業員への線量影響について、線量評価地点と現場作業場所の関係を示す備付資料がなかったため、口頭での説明となり、ERCプラント班の理解に時間を要する場面があった。	2) 本店ERC対応班は、プラント状況の変化時において、情報共有ツールを用いて、ERCプラント班へ積極的な情報発信ができたことから、情報共有ツールを活用した情報発信に係る運用が定着していると評価する。 なお、備付資料に説明に必要な資料がなかったため、ERCプラント班の理解に時間を要する場面があったことから、備付資料を充実して、現場状況をよりわかりやすくERCプラント班へ提供できるようにする必要があるとの課題を抽出し、以下の更なる改善を図る。 【9. (2) ①使用済燃料ピット線量評価資料の充実化】
3) リエゾンは、情報共有ツールを活用してERCプラント班へ積極的に補足説明ができる。	3) リエゾンは、即応センターから提供された情報に対して、情報共有ツール（チャット及び備付資料）を活用して、ERCプラント班へ積極的に補足説明した。	3) 4) リエゾンは、情報共有ツールを用いた補足説明及び問い合わせに対する回答ができたことから、リエゾン対応が定着していると評価する。
4) リエゾンは、ERCプラント班からの問い合わせに対して、速やかに対応できる。	4) リエゾンは、ERCプラント班からの問い合わせに対して、遅滞なく回答した。 なお、負傷者の人数・状況・搬送時期に関する情報は、本店本部へ連絡し、内容を確認した上で回答した。	

③ERC対応訓練（本店）（つづき）

達成基準	結 果	評 価
5) リエゾンは、配付資料の保存先の運用について作成した「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、ERCプラント班との情報共有に必要な資料を配付することができる。 【検証項目1.（2）④c.】 6) 本店副本部長は、会議開催の招集に対して速やかに参集できる。 7) 本店副本部長は、発生事象の概要、事象進展の予測及び事故収束対応を簡潔に説明できる。	5) リエゾンは、社内ネットワーク上に整理して保存された電子情報を印刷し、遅滞なくERCプラント班に資料（COP、初動チェックシート及びモニタリングポストデータ）を配布した。 6) 本店副本部長は、10条確認会議及び15条認定会議開催の招集に対して速やかに参集した。 7) 本店副本部長は、発生事象の概要、事象進展の予測及び事故収束対応を簡潔に説明した。 【10条確認会議実績】 ・EAL判断時間 : 15時11分 ・会議開始時間 : 15時13分 ・会議終了時間 : 15時15分 【15条認定会議実績】 ・EAL判断時間 : 15時36分 ・会議開始時間 : 15時37分 ・会議終了時間 : 15時40分	5) リエゾンは、「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、資料配布できたことから、昨年度の改善策（リエゾン配布資料に関する具体的ルールの明確化）が有効に機能していると評価する。 6) 7) 本店副本部長は、10条確認会議及び15条認定会議を支障なく対応できたことから、組織の代表としての対応が定着していると評価する。

④原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 協定に基づき、幹事会社へ定められたタイミングで協力要請等の情報連携ができる。	1) 本店避難支援班は、特定事象該当のタイミングにて、協定に基づき、幹事会社である関西電力株式会社に協力要請を行い、同協定に基づく協力要員及び資機材等に関する情報を本店本部、発電所本部及び現地支援本部に共有した。	1) 本店避難支援班は、協定に基づき、支障なく協力要請等の対応ができたことから、協定に基づく支援連携対応が定着していると評価する。

⑤広報対応訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 本店プレスセンターは、本店プレスセンターと現地プレスセンターの合同模擬記者会見の開催により、一元的な情報提供ができる。	1) 本店プレスセンターは、本店プレスセンターと現地プレスセンターの合同模擬記者会見の開催により、一元的な情報提供を実施した。	1) 2) 3) 本店プレスセンター及び本店広報班は、支障なく広報対応ができたことから、発電所の状況等を外部へ公表するための体制が確立され、広報対応が定着していると評価する。
2) 本店広報班は、発生した事象について模擬ホームページにプレス公表文を掲載できる。	2) 本店広報班は、発生した事象について模擬ホームページにプレス公表文を掲載した。	
3) 本店広報班は、SNSを用いた情報発信ができる。	3) 本店広報班は、模擬ホームページにプレス公表文を掲載したことについてSNSを用いて情報発信を行った。	
4) 本店プレスセンターは、訂正された情報（地震加速度）に対して、プレス公表文による訂正及び模擬記者会見による訂正を行うことができる。 【検証項目 1. (2) ②b.】	4) 本店プレスセンターは、模擬記者会見において、プレス公表文（第 1 報）で記載した地震加速度が誤りであったことについて、プレス公表文（第 2 報）を用いて訂正（500Gal⇒600Gal）した。	4) 本店プレスセンターは、模擬記者会見にて誤った情報の訂正ができたことから、誤った情報を発信した場合でも、速やかに訂正する体制が確立していると評価する。

⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）

達成基準	結 果	評 価
1) 現地支援本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びEALを把握できる。	1) 現地支援本部は、情報共有ツール（TV会議、チャット等）により、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びEALを把握した。 なお、情報管理班長は、自治体班の役割を兼務していたことにより、一部、班員への指示や本部内への周知が遅れる場面があった。	1) 現地支援本部は、情報共有ツール（TV会議、チャット等）により、事故・プラントの状況等を把握できたことから、情報共有ツールが機能していると評価する。 なお、情報管理班長の役割に重複があったことにより、指示や周知が遅れる場面があったことから、各班員の役割を整理し、円滑な指示や情報連携が行えるよう実効的な体制とする必要があるとの課題を抽出し、以下の更なる改善を図る。 【9.（2）②現地支援本部内の役割の見直し】
2) 現地支援本部は、プラントメーカーから派遣された支援要員への発電所情報の提供ができる。	2) 現地支援本部は、情報共有ツール（TV会議、チャット等）を活用して、プラントメーカーから派遣された支援要員への発電所情報を提供した。	2) 現地支援本部は、プラントメーカーへ派遣された支援要員へ発電所情報を提供できたことから、プラントメーカーとの支援連携体制が確立していると評価する。
3) 現地支援本部は、収集した住民避難情報等を発電所本部及び本店本部へ共有できる。	3) 現地支援本部は、原子力防災センターで活動する事業者ブース要員から入手した住民避難情報等を発電所本部及び本店本部へ共有した。	3) 現地支援本部は、収集した住民避難情報等を各拠点（発電所及び本店）へ共有できたことから、情報共有を行う体制が確立していると評価する。

⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）つづき

達成基準	結 果	評 価
4) 現地支援要員は、現地支援要員と本店後方支援班の役割を整理した結果を踏まえて作成した情報フローに基づき、発電所の支援活動が実施できる。 【検証項目 1. (2) ④ b.】	4) 発電所からの支援要請に基づく対応は、発電所庶務班⇄本店庶務班⇄現地支援本部へ電話連絡により実施することを情報フローに定めていた。 現地支援本部は、発電所からの支援要請（設備復旧部品の搬送支援）の対応連絡を本店庶務班から受けるところ、直接発電所庶務班から連絡を受けたため、混乱を生じる場面があった。 （発電所庶務班は、情報フローに基づく連絡対応は実施したが、緊急性を要するものと判断し、直接現地支援本部にも連絡した。）	4) 現地支援本部は、発電所支援活動は実施できたが、情報フローに基づく連絡対応の一部に混乱を生じる場面があり、達成基準を満足できなかった。 このため、効率的な情報連携により、円滑な発電所支援活動を実施する必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ②発電所支援活動に係る情報連携の効率化】
5) 現地支援本部自治体班長は、自治体リエゾンの選出及び派遣指示ができる。	5) 現地支援本部自治体班長は、自治体が設置する災害対策本部（当社内に模擬本部を設置）へのリエゾンを選出し、自治体への派遣を指示した。	5) 現地支援本部自治体班長は、支障なく自治体リエゾンの選出及び派遣指示対応ができたことから、自治体へのリエゾン派遣を行う体制が確立していると評価する。
6) 現地支援本部自治体班は、発電所情報を自治体リエゾンへ提供できる。	6) 現地支援本部自治体班は、情報共有ツール（通報文、COP等）を活用して、発電所情報を説明するために必要な資料を選択し、関係自治体へ派遣する自治体リエゾンに発電所情報を提供した。	6) 現地支援本部自治体班は、発電所情報を説明するために必要な情報を自治体リエゾンへ提供できたことから、自治体リエゾンへ発電所情報を提供する仕組みが機能していると評価する。

⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）つづき

達成基準	結 果	評 価
7) 自治体リエゾンは、通報文、COP等のツールを活用して、自治体担当者に発電所情報を提供できる。	7) 自治体リエゾンは、現地支援本部自治体班から提供された情報共有ツール（通報文、COP等）を活用して、自治体担当者（当社社員にて模擬）に事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等を提供した。	7) 8) 自治体リエゾンは、自治体担当者への発電所情報の提供及び自治体担当者からの問い合わせ対応が支障なくできたことから、自治体リエゾン対応能力を有していると評価する。
8) 自治体リエゾンは、自治体担当者からの問い合わせに対して、速やかに対応できる	8) 自治体リエゾンは、自治体担当者（当社社員にて模擬）からの事故事象の収束予測に関する問い合わせに対して、情報共有ツール（通報文、COP等）の情報をもとにその場で速やかに回答した。	
9) 現地支援本部福祉車両班長は、避難支援要員の選出及び派遣指示ができる。	9) 現地支援本部福祉車両班長は、原子力防災センターでのPAZ圏内要配慮者2名の避難先への避難支援要請を受け、現地支援本部福祉車両班員から要配慮者の避難支援要員を選出し、派遣を指示した。	9) 現地支援本部福祉車両班長は、支障なく避難支援要員の選出及び派遣指示ができたことから、要配慮者の避難支援を行う体制が確立していると評価する。
10) 避難支援要員は、現地支援本部への要配慮者の搬送完了連絡ができる。	10) 避難支援要員は、要配慮者の搬送開始から搬送完了までの間、適宜、搬送状況を現地支援本部福祉車両班へ連絡した。	10) 避難支援要員は、適宜、活動状況を現地支援本部福祉車両班へ連絡できたことから、現地支援本部と現地支援要員の連絡体制が確立していると評価する。
11) 避難支援要員は、要配慮者の体調急変に対して、速やかに病院への搬送判断ができる。	11) 避難支援要員は、要配慮者（当社社員にて模擬）1名の体調急変（持病の腰痛悪化）に対して、症状等を聞き取った上で自治体担当者役（当社社員にて模擬）へ連絡して判断を仰ぎ、速やかに搬送先を福祉施設から病院に変更した。	11) 避難支援要員は、要配慮者1名の体調急変に対して、自治体担当者役（当社社員にて模擬）への判断を仰いだ上で、搬送先を病院へ変更できたことから、臨機な対応力を有していると評価する。

8. 訓練の評価

(1) 総合的な評価

「7. 訓練結果の概要及び評価」及び「8. (2) 訓練目標に対する評価」より、今回想定した原子力災害に対しても、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が役割分担を認識し、原子力防災組織として有効に機能することを確認した。

また、昨年度に実施した敦賀発電所及び東海・東海第二発電所防災訓練で抽出した改善策の効果が確認できたことから、組織全体としての事故対応能力が向上していると評価する。

(2) 訓練目標に対する評価

今年度訓練における目的「発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が各々の役割を認識し連携することで、原子力防災組織が有効に機能することの確認」に対し、以下のとおり訓練目標を設定し、各訓練目標について検証項目を定め評価を行った。

【訓練目標①：多様な訓練（新たに実施すべき訓練や実施頻度の少ない訓練等）を実施し、発電所対策本部の緊急時対応能力向上を図られていることを検証・評価する。】

検証項目	評価
恒設注水配管の使用不可において、燃料取扱棟キャスク搬入口脇閉止フランジからの代替補給ルートで速やかに使用済燃料ピットに注水できる。 <7. (6) 全交流電源喪失対応訓練（発電所）1)>	水源確保指揮者及び発電所庶務班長は、立案した戦略に従い、代替補給ルートによる使用済燃料ピットへの注水対応ができた。 しかしながら、地震発生（マルファンクション）及び負傷者発生（マルファンクション）が同時に発生した際、負傷者対応を優先して実施したため、地震後の資機材の健全性確認を失念したことから、地震後の資機材に対する健全性確認を定着させる必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ①水源確保の現場活動に係るチェックシートの充実化】

【訓練目標②：正確な情報発信ができることを検証・評価する。】

検証項目	評価
①本店ERC対応班は、現在の設備状態において原子力災害が発生した場合でも、ERCプラント班に対して、プラント状況、対応戦略等の情報提供を行うことができる。 <7. (9) ③ERC対応訓練（本店）1)>	①本店ERC対応班は、現在の設備状態においても事故・プラントの状況等について、必要な情報に不足や遅れがなく、ERCプラント班へ積極的に情報提供ができたことから、速やかに情報共有を行う体制が確立していると評価する。

【訓練目標②：正確な情報発信ができることを検証・評価する。】

検証項目	評 価
②発電所情報班、発電所広報班及び本店プレスセンターは、訂正された情報（地震加速度）に対して、通報文訂正報、プレス公表文による訂正及び模擬記者会見による訂正を行うことができる。 ＜7.（1）本部運営訓練（発電所）10＞ ＜7.（9）⑤広報対応訓練（本店）4＞	②発電所情報班、発電所広報班及び本店プレスセンターは、地震加速度の訂正情報（500Gal⇒600Gal）に対し、通報文の訂正及びプレス公表文を訂正し、模擬記者会見にて誤った情報の訂正ができたことから、誤った情報を発信した場合でも、速やかに訂正する体制が確立していると評価する。

【訓練目標③：関係機関と連携した発電所の支援活動ができることを検証・評価する。】

検証項目	評 価
発電所庶務班は、実動組織（敦賀海保）の支援活動に対する受け入れ対応が実施できる。 ＜7.（1）本部運営訓練（発電所）11＞	発電所庶務班は、敦賀海保の船舶が岸壁に着岸できるように必要な情報の提供及び着岸作業の助勢ができたことから、船舶の受入れに必要な対応能力を有していると評価する。

（3）昨年度訓練から改善を図った事項の有効性確認

以下の項目について、本訓練にて検証を行った。

①昨年度の敦賀発電所防災訓練で抽出された課題・良好事例に対する改善状況

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
○外部機関との連携強化 ・発災時に外部支援を要請する際、支援連携が不明確だと支援に支障をきたすおそれがある。	＜原因＞ 支援要請が必要な場合を想定して、支援を要請する対象の外部機関や、支援事項等の検討が不足していた。 ＜対策＞ ・支援要請が必要な場合における外部機関へ支援要請する内容、連絡経路、提供する情報を検討する。 ・中期的な取組みとして、計画的に外部機関と連携した訓練等を行い、実効性向上を図る。	【検証計画】 原子力防災センター事業者ブース要員は、実動組織（敦賀海保）に対して、外部機関へ支援要請する内容等を検討した結果を踏まえて作成したマニュアルに基づき、発電所発災状況を説明した上で支援要請ができる。 【結 果】 事業者ブース要員は、連携組織、支援要請内容及び提供する情報を整理したマニュアルに基づき、実動組織（敦賀海保）への支援要請ができたことから、昨年度の改善策（外部機関との連携強化）が有効に機能していると評価する。 ＜7.（9）①原子力防災センター訓練（発電所、現地支援本部）5＞

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
○原子力事業所災害対策支援拠点の活動における役割の整理と情報フローの作成 ・現地支援要員と本店後方支援班の役割を整理する必要がある。	<原因> 現地支援要員と本店後方支援班が連携する訓練は、今回が初めての取り組みであったため、役割の整理ができていなかったことが顕在化した。 <対策> ・原子力事業所災害対策支援拠点の活動について、現地支援要員と本店後方支援班の役割を整理する。 ・発電所支援連携に係る情報フローを作成し、訓練にて検証する。	【検証計画】 本店庶務班及び現地支援要員は、現地支援要員と本店後方支援班の役割を整理した結果を踏まえて作成した情報フローに基づき、発電所の支援活動が実施できる。 【結 果】 本店庶務班及び現地支援本部は、発電所支援活動は実施できたが、情報フローに基づく連絡対応の一部に混乱を生じる場面があり、達成基準を満足できなかった。 このため、効率的な情報連携により、円滑な発電所支援活動を実施する必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9.（1）②発電所支援活動に係る情報連携の効率化】 <7.（9）②本部運営訓練（本店）5> <7.（9）⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）4>
○リエゾン配付資料に関する具体的ルールの特明確化 ・リエゾンからERCプラント班へ配付する資料に関する具体的ルールを作成し、明確化する必要がある。	<原因> リエゾンからの質問回答資料とスピーカが説明に用いた資料を、同一の保存先に保存しており、ERCプラント班へ配付すべき資料とそうでない資料の区別がつかない状況だった。 <対策> リエゾンが配付すべき資料が一目でわかるよう、保存先を整理し、その具体的運用を「本店本部ルール集」に反映する。また、教育及び訓練を実施し、定着を図っていく。	【検証計画】 リエゾンは、配付資料の保存先の運用について作成した「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、ERCプラント班との情報共有に必要な資料を配付することができる。 【結 果】 リエゾンは、「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、資料配布できたことから、昨年度の改善策（リエゾン配布資料に関する具体的ルールの明確化）が有効に機能していると評価する。 <7.（9）③ERC対応訓練（本店）5>

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
○効果的なブリーフィングの実施（良好事例の展開） ・発電所本部において、簡潔明瞭なブリーフィングを実施したことで、発電所本部要員やTV会議で情報収集している本店本部要員等が速やかに共通認識を持つことができ、事故収束のための効果的な情報共有に寄与した。	＜背景＞ ブリーフィング開始前に、本部長より「2分後にブリーフィングを開始するため、各機能班は情報を整理すること」を指示し、各機能班が収集している情報の整理を行う時間を設けていた。 ＜展開内容＞ ・今回のブリーフィングの実施方法について社内マニュアルに定めて、本部運営訓練で定着を図る。 ・本店、東海へ本良好事例を共有し、ブリーフィング時の運用への展開を行う。	【検証計画】 本店本部は、発電所のブリーフィングを傾聴することを、本店本部内に周知できる。 【結 果】 本店情報班長は、発電所ブリーフィング時等に本店本部内へ傾聴を促したことで、効果的な情報共有ができたことから、昨年度の良好事例（効果的なブリーフィングの実施）が適切に展開されていると評価する。 ＜7.（9）②本部運営訓練（本店）6＞
○ERCプラント班の求める情報（ニーズ）の把握（良好事例の展開） ・本店ERC対応班スピーカは、初発GEとなったGE25（全交流電源の1時間以上喪失）について、GE25該当判断前にERC側にリマインドし、影響説明を実施したことで、ERCプラント班の求める情報（ニーズ）を提供でき、円滑な情報共有に寄与した。	＜背景＞ 本店ERC対応班スピーカは、ERCプラント班の業務に係る説明会に参加したことにより、ERCプラント班の求める情報を把握していた。 ＜展開内容＞ 本店ERC対応班員だけでなく、発電所を含めた様々な要員が、ERCプラント班の業務に係る説明会への参加を検討し、ERCプラント班の求める情報（ニーズ）を理解する。	【検証計画】 発電所本部は、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等のERCプラント班の求める情報を確実に本店本部に情報発信できる。 【結 果】 発電所本部は、ERCプラント班の求める情報を確実に本店本部へ提供できたことから、昨年度の改善策（ERCプラント班の求める情報の把握）が有効に機能していると評価する。 ＜7.（1）本部運営訓練（発電所）13＞

②昨年度東海発電所・東海第二発電所防災訓練で抽出された課題・良好事例に対する改善状況

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
○受け手の理解を促すためのプレス公表文の構成の標準化（良好事例の展開） ・広報リエゾンから受領する原電对外公表資料は、想定問答資料を含め、分かり易くまとまっていた。	＜背景＞ 発電所広報班は、本店広報班と連携し、受け手が現在のプラント状況がわかりやすくなるように、項目ごと（除熱／冷却／電源／使用済燃料ピット）にプラント状況を記載したプレス公表文を作成した。 ＜展開内容＞ ・今回の作成内容を標準化するように広報班のマニュアルへ反映する。 ・敦賀発電所広報関係者へ本良好事例を共有しプレス公表文の資料構成への展開を図る。	【検証計画】 発電所広報班は、相手に理解されやすいよう資料構成を検討したプレス公表文を作成できる。 【結果】 発電所広報班は、新たな様式でも支障なくプレス公表文を作成できたことから、昨年度の改善策（受け手の理解を促すためのプレス公表文の構成の標準化）が有効に機能していると評価する。 ＜7.（1）本部運営訓練（発電所）12＞

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

集約した気付き事項や良好事例等より、以下の改善に取り組む事項及び更なる改善に取り組む事項を抽出した。

（1）改善に取り組む事項

①水源確保の現場活動に係るチェックシートの充実化【発電所】

課 題	原 因	改善内容
地震後の資機材に対する健全性確認を定着させる必要がある。 ＜7.（6）全交流電源喪失対応訓練（発電所）1)2)3)＞	・水源確保指揮者は、現場での地震発生（マルファンクション）及び負傷者発生（マルファンクション）に対し、負傷者対応を優先して実施したため、資機材の点検を失念した。 ・社内マニュアルに「作業手順等に見直しが生じた際の対応」について定めていたが、地震発生後の資機材の確認に関する定めはなかった。	・水源確保や電源確保等の現場作業中に地震等が発生した場合、設備状態を確認することを標準化するため、社内マニュアル（現場指揮者対応チェックシート）へ反映する。 ・上記内容を実施した上で、訓練にて検証を行い、定着を図っていく。

②発電所支援活動に係る情報連携の効率化【本店、現地支援本部】

課 題	原 因	改善内容
効率的な情報連携により、円滑な発電所支援活動を実施する必要がある。 ＜ 7. (9) ②本部運営訓練 (本店) 5) ＞ ＜ 7. (9) ⑥現地支援本部運営訓練 (現地支援本部) 4) ＞	・「発電所支援連携に係る情報フロー※に基づき発電所の支援活動を実施できる」ことを達成基準としていた。 ・本店庶務班及び現地支援本部は、設備復旧部品の搬送支援に係る情報連携の場面において、発電所庶務班が緊急性を要するものと判断し、情報フローに定める連絡先以外にも連絡したことにより、本店庶務班と現地支援本部側で情報が前後して一部混乱を生じたため、達成基準を満足できなかった。 ※：発電所庶務班⇄本店庶務班⇄現地支援本部へ電話連絡により実施	・発電所支援活動に係る情報連携について、関係者が一斉に情報共有できるよう発電所支援連携に係る情報フローの見直しを行い、情報連携の効率化を図る。 ・教育・訓練にて検証を行い、定着を図っていく。

(2) 更なる改善に取り組む事項

①使用済燃料ピット線量評価資料の充実化（気づき事項からの抽出）【本店】

課 題	原 因	改善内容
備付資料を充実して、現場状況をよりわかりやすく E R C プラント班へ提供できるようにする必要がある。 ＜ 7. (9) ③ E R C 対応訓練 (本店) 2) ＞	本店 E R C 対応班は、備付資料を用いて使用済燃料ピット水位低下に伴う線量上昇と可搬設備現場作業場所の関係性について説明したが、備付資料に線量評価場所が図示されていなかったため、口頭のみでの説明となり、E R C プラント班の理解に時間を要した。	・使用済燃料ピット水位低下事象発生時において、線量評価場所と現場作業場所の関係性が説明できるよう、線量評価場所を図示した資料を追加する。

②現地支援本部内の役割の見直し（気づき事項からの抽出）【現地支援本部】

課 題	原 因	改善内容
各班員の役割を整理し、円滑な指示や情報連携が行えるよう実効的な体制とする必要がある。 ＜ 7. (9) ⑥現地支援本部運営訓練 (現地支援本部) 1) ＞	・情報管理班長は、自治体班長を兼務していた。また、外部との連絡（本店庶務班、自治体リエゾン及び原子力防災センター派遣要員）も実施しており、情報管理班長としての職務（本部内周知及び班員への指示）が疎かになっていた。 ・前年度訓練実績を参考に現地支援本部体制（一部機能班長兼務）を構築したが、敦賀海保との実連携において、当初想定以上の情報収集・連絡等の対応を要したことから、情報管理班長と自治体班長の兼務が成立しなかった。	・各機能班の班長は、他の班長を兼務しないこと及び班長としての職務に専念することをマニュアル等に反映する。 ・教育・訓練にて検証を行い、定着を図っていく。

③本部要員離脱に伴う交代要員の選定（良好事例からの抽出）【発電所】

良 好 事 例	背 景	展 開 内 容
本部要員（2号統括）が体調不良により離脱した場合でも、円滑な体制変更ができたことで、滞りなく事故収束活動を継続した。 ＜7.（1）本部運営訓練（発電所）6＞	要員のマルチスキル化を目的に複数の役割（運転本部員、運転班長及び2号統括）をこなせるよう訓練を実施してきたことで、円滑な体制変更ができた。	・要員が離脱する等の不測の事態においても、円滑に代理者と交代し、体制維持が行えるよう、主要な本部員以外の要員に対してもマルチスキル化を図っていく。 ・要員の育成・要員確保の考え方について、東海及び本店への展開を検討する。

以 上

防災訓練の結果の概要（要素訓練）

1. 訓練の目的

原子力災害発生時における緊急時対応に係る技能の定着・向上を図るとともに、あらかじめ定めた緊急時対応に係る各種機能が有効に機能することを確認するため、緊急時に備えた各種対応に係る要素訓練を実施した。

2. 実施日及び対象施設

（1）実施日

2024年4月1日～2025年3月31日

（2）対象施設

敦賀発電所 1号機及び2号機

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

（1）実施体制

訓練ごとに実施責任者を設け、実施担当者が訓練を実施した。

詳細は、「添付資料」のとおり。

（2）評価体制

定められた手順どおりに訓練が実施されたかを実施責任者が評価した。

（3）参加人数

「添付資料」のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

【発電所】

（1）本部運営訓練

地震による外部電源喪失や原子炉冷却材の漏えい等、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条事象に至る事象等を想定した。

また、2023年度防災訓練での課題「要員交代時における引継ぎ方法の充実」を受け、事象の長期化を踏まえた引継ぎ方法の検討も併せて実施した。

（2）緊急時環境モニタリング訓練

放射性物質の放出により、敷地内外の空間放射線量率または空気中の放射性物質濃度が上昇した状態を想定した。

（3）原子力災害医療訓練

管理区域内の複数個所で負傷者が発生したことを想定した。

（4）全交流電源喪失対応訓練

全交流電源喪失及び使用済燃料プール除熱機能喪失事象が発生し、電源確保対応及び水源確保対応が必要になったことを想定した。

【本店】

(5) その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

発電所にて原災法第10条該当事象等が発生し、原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要になったことを想定した。

②本部運営訓練

発電所にて原災法第10条該当事象等が発生し、本店本部の設置が必要になったことを想定した。

5. 防災訓練の項目

要素訓練

6. 防災訓練の内容

【発電所】

(1) 本部運営訓練

(2) 緊急時環境モニタリング訓練

(3) 原子力災害医療訓練

(4) 全交流電源喪失対応訓練

【本店】

(5) その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

②本部運営訓練

7. 訓練結果の概要（「添付資料」参照）

【発電所】

(1) 本部運営訓練

地震による外部電源喪失や原子炉冷却材の漏えい等、原災法第10条事象に至る事象等を想定し、各機能班の参集、事故収束戦略の立案及び本店本部とのプラント情報等の共有を実施した。

また、2023年度訓練課題「要員交代時における引継ぎ方法の充実」を受け、様々な本部要員の交代パターンに対応できるよう、要員に対して個別に時間管理するための運用を検討し、検証を実施した。

(2) 緊急時環境モニタリング訓練

放射性物質の放出により、敷地内外の空間放射線量率または空気中の放射性物質濃度が上昇した状態を想定し、原子力防災要員による発電所敷地内及び敷地境界付近におけるモニタリングカーでの空間放射線量率、空気中ヨウ素濃度等の測定訓練を実施した。

(3) 原子力災害医療訓練

管理区域内の複数個所で負傷者が発生したことを想定し、救護隊が分散して負傷者搬出、汚染サーベイ、応急処置等の対応を実施した。

(4) 全交流電源喪失対応訓練

全交流電源喪失及び使用済燃料プール除熱機能喪失事象の発生により、電源確保対応及び水源確保対応が必要になったことを想定し、原子力防災要員による各種対応資機材の配置・操作等、手順の確認を実施した。

【本店】

(5) その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

発電所での原災法第10条該当事象等の発生を想定し、原子力事業所災害対策支援拠点の本部運営に係る図上訓練及び資機材・資料の運搬、設置等の拠点設営に係る実動訓練を実施した。

なお、拠点設営に係る実動訓練においては、作業安全の観点から東海・東海第二発電所安全・防災室員によるオブザーベーションを実施した。

②本部運営訓練

発電所での原災法第10条該当事象等の発生を想定し、本店本部の設置運営として、要員の参集から発電所支援活動の実施及び発電所情報の収集活動を実施した。

8. 訓練の評価

要素訓練について、定められた手順どおりに訓練が実施されていることを確認した。訓練ごとの評価結果は、「添付資料」のとおり。

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

要素訓練で抽出された改善点及び今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

10. 添付資料

防災訓練（要素訓練）の概要

以 上

防災訓練（要素訓練）の概要

【発電所】

（１）本部運営訓練（実施回数：９回、参加人数：延べ６１３名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、②実施担当者）	評価 結果	当該期間中 の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
本部運営訓練 地震による外部電源喪失や原子炉冷却材の漏えい等、原災法第１０条事象に至る事象等を想定し、各機能班の参集、事故収束戦略の立案及び本店本部とのプラント情報等の共有を実施した。 <２０２３年度訓練課題検証> 事象の長期化を想定し、交代要員を個別に時間管理するための運用を検討し、庶務班要員（本部員、班長及び班員）に対して交代要員の条件を設定し、新たに定める管理表を用いて時間管理の運用ができるか検証した。	①安全・防災室安全・防災グループマネージャー ②原子力防災要員	良	・ 情報共有手段の不具合発生時を想定した訓練において、原因調査を優先し代替手段の切替に時間を要したため、「不具合の調査については、代替手段の切替を実施した後に対応する」よう改善を図った。 ・ 検証の結果、新たに定める管理表にて個人単位での時間管理を明確に行うことにより、本部全体での分割交代や機能班単位での交代等、様々なパターンでの交代（引継ぎ）においても本部要員の管理ができると評価した。	・ 今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。 ・ 検証結果について、マニュアルに反映する。

防災訓練（要素訓練）の概要

（２）緊急時環境モニタリング訓練（実施回数：２回（１１／１５、１１／２２）、参加人数：延べ２１名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、②実施担当者）	評価 結果	当該期間中 の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
緊急時環境モニタリング訓練 放射性物質の放出により、敷地内外の空間放射線量率または空気中の放射性物質濃度が上昇した状態を想定し、原子力防災要員による発電所敷地内及び敷地境界付近におけるモニタリングカーでの空間放射線量率、空气中ヨウ素濃度等の測定訓練を実施した。	①安全管理室放射線・化学管理グループマネージャー ②原子力防災要員	良	特になし	今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。

（３）原子力災害医療訓練（実施回数：２回（７／２３、７／２６）、参加人数：延べ２９名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、②実施担当者）	評価 結果	当該期間中 の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
原子力災害医療訓練 管理区域内の複数個所で負傷者が発生したことを想定し、救護隊が分散して負傷者搬出、汚染サーベイ、応急処置等の対応を実施した。	①総務室総務グループマネージャー ②原子力防災要員	良	特になし	今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。

（４）全交流電源喪失対応訓練（実施回数：５４回、参加人数：延べ２６８名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、②実施担当者）	評価 結果	当該期間中 の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
電源確保対応訓練（実施回数：１６回、参加人数：延べ１７１名） 全交流電源喪失を想定した緊急時安全対策について、原子力防災要員による各種対応資機材の配置・操作等、手順の確認を実施した。	①保守室電気・制御グループマネージャー ②電源確保要員	良	特になし	今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。
水源確保対応訓練（実施回数：３８回、参加人数：延べ９７名） 全交流電源喪失及び使用済燃料プール除熱機能喪失事象の発生により、水源確保対応が必要になったことを想定し、原子力防災要員による各種対応資機材の配置・操作等、手順の確認を実施した。	①安全・防災室安全・防災グループマネージャー ②水源確保要員	良	特になし	今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。

防災訓練（要素訓練）の概要

【本店】

（５）その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練（実施回数：２回（１２／２５：図上訓練、３／２４：実動訓練）、参加人数：延べ２３名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、②実施担当者）	評価 結果	当該期間中 の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練 発電所での原災法第１０条該当事象等の発生を想定し、原子力事業所災害対策支援拠点の本部運営に係る図上訓練及び資機材・資料の運搬、設置等の拠点設営に係る実動訓練を実施した。 なお、拠点設営に係る実動訓練においては、作業安全の観点から東海・東海第二発電所安全・防災室員によるオブザーベーションを実施した。	①発電管理室警備・防災グループ マネージャー ②本店各室員	良	過去実施した訓練における録画映像を教育用資料に反映した。	作業安全の観点から、以下の改善点を抽出したため、マニュアルに反映する。 ・屋外作業時は保護メガネを着用すること。 ・発電機設置後は、周辺に消火器を配備すること。等 今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。

②本部運営訓練（実施回数：１３回、参加人数：延べ６６８名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、②実施担当者）	評価 結果	当該期間中 の改善点	今後の原子力災害対策 に向けた改善点
本部運営訓練 発電所での原災法第１０条該当事象等の発生を想定し、本店本部の設置運営として、要員の参集から発電所支援活動の実施及び発電所情報の収集活動を実施した。	①発電管理室警備・防災グループ マネージャー ②本店総合災害対策本部員	良	共有資料にＳＡ設備の略語集を追加した。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。

以 上